

# 官報

号外 昭和三十七年四月二十四日

## ○第四十回 衆議院会議録 第四十号

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)

講事日程 第三十七号

昭和三十七年四月二十四日 午後二時開議

第一 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(建設委員長提出)

第二 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

第三 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

第五 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(建設委員長提出)

第六 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

第七 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

第九 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

第十一 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

第十三 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第一 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和三十七年度における旧田畠による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

日程第五 外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十九分開議

○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○副議長(原健三郎君) お詫びいたします。

○副議長(原健三郎君) お詫びいたしま

ます。

○副議長(原健三郎君) お詫びいたしま

め、四月二十七日から五月七日まで十

一日間諸般の申し出があります。これ

を許可するに御異議ございませんか。

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと

認めます。よって、これを許可するに

決しました。

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ございませんか。

○副議長(原健三郎君) 日程第一は、政

令で定める基準に該当する樹木又は

は樹木の集團を保存樹又は保存樹

林として指定することができる。

○副議長(原健三郎君) 市町村長は、前項の指定をする

ときは、その旨を当該保存樹又は

保存樹の所有者(以下単に「所有者」という。)に通知しなければな

らない。

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと

認めます。

○副議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

るための樹木の保存に関する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと

認めます。

○副議長(原健三郎君) 日程第一は、政

令で定める基準に該当する樹木又は

は樹木の集團を保存樹又は保存樹

林として指定することができる。

○副議長(原健三郎君) 市町村長は、前項の指定をする

ときは、その旨を当該保存樹又は

保存樹の所有者(以下単に「所有者」という。)に通知しなければな

らない。

○副議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

るための樹木の保存に関する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと

認めます。

○副議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

るための樹木の保存に関する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと

認めます。

○副議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

るための樹木の保存に関する法律案(内閣提出)

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(内閣提出)

又は樹木の集團

二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の規定により指定された保安林に係

定により指定された保安林に係る樹木の集團

三 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前二号に掲げるもの以外のもの

提出者

建設委員長 二階堂 進



2

衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市の合併が行なわれることとなつたときは、公職選挙法

(昭和二十五年法律第百号)第十三条及び同法別表第一の規定にかかるわらず、同法別表第一が当該市の合併が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

3 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかるわらず、選挙区の区域により市の区域を分けて敷開票区を設けるものとする。

4 合併促進協議会

第五条 市の合併をしようとする市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第六条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第七条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第八条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第九条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第十条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第十一条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第十二条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第十三条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

第十四条 市町村は、市町村合併促進協議会の会長及び委員長により、合併促進協議会を置くものとする。

は、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

(都市建設計画)

第五条 前条第一項の都市建設計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新都市の建設の基本方針

二 新都市の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 新都市の財政計画

五 市の合併に際して必要な経過措置に関する事項

六 新都市は、都市建設計画を新都市の経営の基本として誠実に実施するとともに、市の合併により結集された能力を充分に発揮してその建設を計画的かつ効果的に進めなければならない。

(国、都道府県等の協力)

第六条 国、都道府県及び公共的団体は、新都市の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条 この法律は、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第号)第二十二条第一項に規定する市町村合併には、適用しない。

第八条 この法律は、公布の日から施行する。

第九条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した

については、その時以後もなおその効力を有する。

3 町村合併促進法の一項を次のよう改定する。

第二十条の二中「町村合併後十箇年」を「町村合併の行なわれた日の属する年及びこれに続く十箇年」に改める。

第四条 市が都市の経営の合理化を図るために合併しようとする場合において、その合併を円滑ならしめるため必要な措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

第三は、合併をしようとする市町村に必要な措置を講ずる必要がある。

院議員の二以上の選挙区にわたつて合併が行なわれる場合、当分の間、なお

新都市は、合併促進協議会を設けてあります。

第三は、合併をしようとする市町村に必要な措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

に市を置こうとする場合に限定していることあります。

第二は、町村合併促進法または新市町村建設促進法において認めたとほんまに改定する。

第二十条の二中「町村合併後十箇年」を「町村合併の行なわれた日の属する年及びこれに続く十箇年」に改める。

第三は、合併をしようとする市町村に必要な措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

ための国、都道府県等の協力に関する規定に財政措置を明文化すること、さらに、新都市の人口が五十万以上となる市との合併で本法施行の日から一ヵ年内に行なわれるものについては、議員の任期の延長期間を一年六ヶ月に短縮するとともに、これとあわせて、合併最初に行なわれる一般選挙に限り、定数を五分の一をこえない範囲で増加することができる特例を認めるこ

と、及び産業地域振興臨時措置法に規定する産業地域内の市町村の合併につけております。

第三は、合併をしようとする市町村に必要な措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。





## 二 挾養遺族が一人以上である場

合  
七千四

#### 4 前条第二項の規定は第一項第一

号の規定による年金額の改定の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項第二号の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は第二項第二号又は第三号の規定による年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。  
(旧法による年金の額の改定)

二 昭和三十三年法律第二百一十六号第三条第一項の規定により改定された年金（前号に掲げる年金を除く。）その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額

三 昭和二十八年法律第二百六十号第一項から第三項までの規定により改定された年金（前二号に掲げる年金を除く。）その

号別表第一の仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を退職当時の俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

の仮定俸給に千分の千百二十四  
を乗じて得た額を俸給とみな  
し、旧法第九十条に規定する從  
前の法令の規定の例（その算定

規定の場合について、同条第三項の規定は前項の規定による年金（公務による死亡を給付事由とする年金に限る。）の額の改定の場合について

は、公務による死亡を給付事由とする年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給率を応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。以下この項において同じ。)により算定した額

(公共企業体の共済組合が支給する年金の額の改定) いで、それぞれ適用する。

第五条 前四条の規定により年金額を算定する場合二。

総額は千九百二十四を乗じて、得た額を俸給とみなし、旧法第十九条に規定する従前の法令の例により算定した額

**第五条** 前四条の規定により年金額を改定する場合において、これらに規定により算出して得た年金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて

三 昭和二十八年法律第百六十号  
第二条の規定により改定された  
年金（前二号に掲げる年金を除  
く。）その額の算定の基準となつ  
た昭和二十八年の仮定俸給に対

これらの規定による改定年金額とする。ただし、その端数を切り捨てる額が改定前の年金額を下ることとなるときは、この限りでない。

応する別表第一の仮定俸給に千  
分の千百二十四を乗じて得た額  
を俸給とみなし、旧法第九十条  
に規定する従前の法令の規定の

**第六条** 第二条の規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百四十九号）

例により算定した額

百二十八号) 附則第二十条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合が支給する年金の額の

る年金については、同条第二項に

百二十八号) 附則第二十一条第一項  
に規定する地方職員を組合員とする  
共済組合が支給する年金の額の  
改定により増加する費用は、当該

前項の規定に係る部分に限る。)の規定は前三項の規定によつて、年金額の改定の場合について、(同条第二項及び第四項(同条第二項の規定に係る部分に限る。)の規定は前項の規定による年金額の改定による年金額の改定の場合について、

百二十八号)附則第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員で同法の長期給付に関する規定の適用を受けるものうち国家公務員である者(旧法の規定が適用されるものとした場合において、同法の長期給付に規定する地方職員を組合員とする共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該



## 官報(号外)

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 一一、六〇〇 | 一三、五二五 | 二八、九五〇 | 三三、五五〇 |
| 一一、一〇〇 | 一三、九九一 | 二九、七一七 | 三五、三一五 |
| 一一、六〇〇 | 一四、四六七 | 三〇、八一七 | 三七、一〇八 |
| 一三、一〇〇 | 一五、〇五八 | 三一、二五八 | 三七、四六七 |
| 一三、三九一 | 一五、四一七 | 三一、五八三 | 三八、八八三 |
| 一三、八九一 | 一五、九〇〇 | 三三、九〇〇 | 四〇、六六七 |
| 一四、三八三 | 一六、三六七 | 三五、二二七 | 四二、四五〇 |
| 一四、八八三 | 一七、三〇八 | 三八、八〇〇 | 四六、五三三 |
| 一五、一五八 | 一七、五五〇 | 四〇、三〇〇 | 四八、八三三 |
| 一五、八四二 | 一八、一五八 | 四一、八〇〇 | 五一、一五〇 |
| 一六、五一七 | 一九、二〇八 | 四三、三〇〇 | 五二、三一七 |
| 一七、二〇〇 | 二〇、二五八 | 四四、八〇〇 | 五三、四五〇 |
| 一七、八八三 | 二一、三〇〇 | 四六、三〇〇 | 五五、七五〇 |
| 一八、五五八 | 二二、七〇八 | 四七、八〇〇 | 五六、八〇八 |
| 一九、二五八 | 二二、四五八 | 四九、五〇〇 | 五八、〇五八 |
| 一九、六九二 | 二二、四五八 | 五一、二〇〇 | 六〇、三五八 |
| 二〇、三九二 | 二三、七〇八 | 五四、八〇〇 | 六二、八六七 |
| 二一、一五八 | 二四、三二五 | 五六、七〇〇 | 六四、一五八 |
| 二一、九五八 | 二四、九六七 | 五七、九〇〇 | 六五、三八三 |
| 二三、七五八 | 二六、二二七 | 五八、六〇〇 | 六六、六六七 |
| 二三、五五八 | 二七、四七五 | 五九、三〇八 | 六七、九〇〇 |
| 二三、八五〇 | 二七、八〇〇 | 六〇、三〇八 | 七〇、四〇八 |
| 二四、七五〇 | 二八、八三三 | 六一、六〇〇 | 七一、九一七 |
| 二五、七五〇 | 二七、八〇〇 | 六二、八〇〇 | 七四、一五〇 |
| 二六、七五〇 | 三一、七六七 | 六六、八〇〇 |        |
| 二七、八五〇 | 三一、六六七 | 六六、八〇〇 |        |
| 六六、八〇〇 |        | 六六、八〇〇 |        |

六九、〇〇〇

七五、四三三

## 備考

- 一 年金額の算定の基準となつてゐる昭和二十八年法律第百六十号別表又は昭和三十年法律第二百二十六号別表第一の仮定俸給が五、九〇〇円未満のときは、その仮定俸給の額に千分の千二百十四を乗じて得た金額(一円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた金額)をこの表の仮定俸給とする。
- 二 仮定俸給のうち五、九〇〇円をこえ、六九、〇〇〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

別表第二

| 仮定俸給                   | 率     |
|------------------------|-------|
| 四九、七〇八円以上のもの           | 一七・〇割 |
| 四五、七〇八円をこえ四九、七〇八円以下のもの | 一七・五割 |
| 四三、七〇八円をこえ四五、七〇八円以下のもの | 一八・〇割 |
| 四二、一一七円をこえ四三、七〇八円以下のもの | 一八・五割 |
| 二九、四六七円をこえ四二、一一七円以下のもの | 一九・〇割 |
| 二八、〇六七円をこえ二九、四六七円以下のもの | 一九・五割 |
| 一六、九二五円をこえ二八、〇六七円以下のもの | 二〇・〇割 |
| 一六、二五八円をこえ一六、九二五円以下のもの | 二〇・五割 |
| 一五、七二五円をこえ一六、二五八円以下のもの | 二一・〇割 |
| 一五、二一〇円をこえ一五、七二五円以下のもの | 二一・五割 |
| 一三、八四二円をこえ一四、二五〇円以下のもの | 二二・〇割 |
| 一三、四三三円をこえ一三、八四二円以下のもの | 二三・五割 |

別表第三

| 障害の等級 | 年金額      |
|-------|----------|
| 一級    | 一八九、〇〇〇円 |
| 二級    | 一五一、〇〇〇円 |
| 四級    | 一〇七、〇〇〇円 |
| 五級    | 七〇、〇〇〇円  |
| 六級    | 五二、〇〇〇円  |

## 備考

- 一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十九号)別表第二に基づいて大蔵大臣が定めたところによる。
- 二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一〇七、〇〇〇円」とあるのは、「一二九、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び戦傷病者慰護法の改正内容に準じて改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 外国為替銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院において可決した。国会法第八十三条により送付よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

### 外国為替銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院において可決した。国会法第八十三条により送付よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

(債券発行の届出)  
第九条の三 外国為替銀行は、その発行した債券の借換をため、一時前条に規定する限度をこえて債券を発行することができる。  
2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内にその

### 発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。

(債券発行の届出)  
第九条の四 外国為替銀行は、債券を発行しようとするとときは、その金額及び条件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならぬ。

### 四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

六 商法第三百五条第一項(社債の登記)の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

七 外国為替銀行は、売出しの方法により債券を発行しようとするとときは、左の事項を公告しなければならない。

一 売出期間

二 債券の総額

三 敷回に分けて債券の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期

四 債券発行の価額又はその最低額

五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

六 債券の消滅時効

七 第九項及び第十項の規定は、外債を証する書面

八 外国為替銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

九 外国為替銀行が発行する債券の登記については、その総額(総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下次項において同じ。)を登記すれば足りる。

一〇 外国為替銀行が発行する債券について登記する

一一 外国為替銀行が発行する債券について登記する

一二 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一三 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一四 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一五 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一六 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一七 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一八 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一九 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二〇 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二一 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二二 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二三 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二四 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二五 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二六 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二七 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二八 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

### 手続法(明治三十一年法律第十四号)第百九十二条第一項(社債の申込み及び引受けを証する書類を添附しなければならない。

(他業会社への転移等)

第十条の二 外国為替銀行がその目的を変更して他の業務を営む場合において、資産の譲受けが残存するときは、大蔵大臣は、その債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金者の保護を図るために必要な範囲において、資産の管理若しくは運用につき命令をすることができる。

合併により外国為替銀行及び銀行の債務を承継した場合において、外債の債券を承継し、以外の会社が外国為替銀行の債券を承継する場合又は外国為替銀行でない会社が合併若しくは営業の譲受けに合併により外債の債券を承継し、より外債の債券を承継する場合において、第九項の規定により登記した債券について準用する。

一 債券の登記の書面

二 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

三 第九項及び第十項の規定は、外債を証する書面に代え、左に掲げる書類を添附しなければならない。

四 債券の登記の書面

五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

六 債券の消滅時効

七 第九項及び第十項の規定は、外債を証する書面に代え、左に掲げる書類を添附しなければならない。

八 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

九 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一〇 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一一 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一二 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一三 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一四 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一五 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一六 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一七 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一八 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

一九 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二〇 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二一 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二二 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二三 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二四 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二五 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二六 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二七 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

二八 外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第

### 三条第三項中「転移」を「転移等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(他業会社への転移等)

第十条の二 外国為替銀行がその目的を変更して他の業務を営む場合において、資産の譲受けが残存するときは、大蔵大臣は、その債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金の債権者を証する書類を添附しなければならない。

第十六条第四号中「第七条第三項」の下に「若しくは第十二条の二第一項」を加え、「第二十一条第一項(他業会社への転移等)」を削る。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 附則

3 下この条において同じ。に改め、同

たされました日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、すなわち、いわゆるガリオア・エロード等の返済協定に基づいて政府が合衆国政府に対しても負うこととなる債務は、米国対日援助見返資金特別会計廃止の際にその資産を承継した産業投資特別会計の負担とすることとしたとしております。これに伴いまして、この債務の元金四億九千万ドルに相当する円の金額千七百六十四億円をこの会計の資本から債務に振りかえる等所要の措置を講ずるとともに、この債務の元利金の支払いをこの会計の歳出とすることとしたとしておりま

改正する法律案について申し上げます。  
この法律案によるおもな改正点は次の二点であります。  
まず、第一点は、別途今国会に提出い

〔小川平二　君登壇〕

○議長(原創三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長小川平二君。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二に、この会計におきましては、三十七年度において日本輸出入銀行、農林漁業金融公庫等に対しまして総額五百三十一億円の投資を行なうことにいたしておりますが、その財源の一部に充てるため、一般会計から二百三十億円をこの会計に受け入れることができる」といたしております。

本案につきましては、慎重審議の結果、去る二十日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して有馬委員は反対の旨を、自由民主党を代表して田澤委員は賛成の旨を、また、民主社会党を代表して春日委員は反対の旨をそれぞれ述べられました。次いで、採決を行ないましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決となりました。

次に、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者が現に支給を受けている年金の額等を、別途今国会に提出いたされました恩給法等の一部を改正する法律案、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案による恩給の額等の改正措置に準じて改定することといたしております。すなわち、

まず第一に、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額を現行の一萬五千円ベースから二萬円ベースに引き上げることとしております。

第二に、障害年金、殉職年金及び障害遺族年金の額を現行の一萬五千円ベースから二萬四千円ベースに引き上

第三に、以上のはか、若年者に対する増額分の支給停止、高齢者に対する繰り上げ支給その他につきましても、恩給法等の改正に準じて所要の措置を講ずることといたしてあります。

本案につきましては、審議の結果、去る二十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は、

将来において、本法適用者と新法施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金額の均衡が失われるおそれがあるので、今後検討の上是正の措置を講すべくである。

なお、今後恩給法の改正が行なわれる場合には、これと相まつて同程度の是正の措置を講すべきである。というものであります。

最後に、外国為替銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

外国為替専門銀行には、その業務の特殊性や店舗配置の制約等の事情から、所資金の調達は一般の市中銀行と比較してきわめて困難な状況にあり、さきに金融制度調査会におきましても、同行に債券発行の道を開いて、その所資金の一部をこれによつて調達することが適当である旨の答申が行なわれております。この法律案は、外国為替専門銀行が資本及び準備金の合計金額を引き上げることといたしてあります。なお、障害年金、殉職年金及び障害遺族年金につきましては、それぞれ最低保障年金を引き上げることといたしてあります。

の五倍に相当する金額を限度として債券を発行することができるることとするとともに、債券発行の方法その他所要の規定を設けております。

この法案は、参議院先議の後、当委員会において慎重審議し、去る二十一日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案を通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

るであります。そこで、公海と領海とのボーダー・ラインぐらいなら、直ちに捕らすことなく、一応話し合いをして、くだけの度量がほしいと思うのであります。この点についての米国の態度ははなはだ遺憾と思うのであります。(拍手)

第二点は、通商貿易における米国横暴であります。

その一是、アメリカが日本から買付けておられます商品のうちで、次の商品目はその買付数量を最近減らしつつあります。マグロのカン詰、なまのがロ、ビーナッツ、ライ麦、乳製品、ポテト、代用バター、長繊維の綿花、ナイフ、フォーク等の洋食器等であります。その二是、米国が日本から買付けておる物資に最近新たに開税率を高めてきておる点でございまして、ガラス、カーペット、石油製品、綿製品、各種織維製品、セメント、体温計、タイプライタ用リボン、はては洗たくばさみから安全ピンに至るまで輸入拒否の態度に出ているのであります。これは、このことによつて日本へ中小メーカー一百万人の生活を脅かすのでございます。

第三点は、経済企画行政における米国の大問題であります。

昨年箱根で行なわれました日米大臣会議においては、アメリカ側の一方的政策だけを押しつけられて終わつております。すなわち、米国が日本に売ります物資の総額は約十億ドル、日本貨物に換算いたしまして三千六百億円です。それは支払つておるにもかかわらず、日本から米国に輸出をしておりません。ものは総額六億ドル、日本貨換算一千億円前後でございます。これに対



小笠原に定住しておりました六百数十名の日本人は、米軍占領と同時に日本に帰された、追放されておるのであります。そこで、せめて一年に一回先祖の墓参りにやつてくれといつても、それが許されません。ハバロフスクの日本人の墓地にすでに二回墓参りに行くことができております、どうして一体小笠原にはやらないのでありますか。

第十点、最後に大蔵行政に対する態度を申し上げましょ。

今回の産業投資特別会計法の改正は、全くガリオア・エロアの支払いのための改正であります。本来この特別会

計は、日本人の事業への投資をする役目で出発しております。従つて、その財源には国民大衆の郵便貯金であると

か、年金等からも相当かき集めて、私の推定によれば、少なくとも千六百億円以上が回されておるのでございま

す。しかるに、これがガリオア・エロアの返済にこの特別会計を使うに至つてはもつてのほかであります。税金が入つておるのでございま

す。どうしても方々一ガリオア・エロアの返済をせねばならぬとかりに百歩、万歩譲つて考えました場合には、この

産業投資特別会計でなくして、新たに対

米屈辱税といつたような消費税を考える。(拍手) そして一枚十円の証紙をたばこに張ります。たばこ一個買うごとに対米屈辱税の恨みと憤慨にむせび返るようにさせて、この横暴なるアメリカの態度に対する抵抗を試みるべき

(拍手) かくのことく、最近数年間における米国の態度はがぜん冷淡にかつぎびし

ます、今回協定による対米債務支払いの関係について申し述べます。

昭和三十七年四月二十四日 業議院会議録第四十号 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案外二案

くなつております。なぜか、もはや日本安全保障条約を強行して、これ以上日本人のこきげんをとる必要はない、少し甘やかし過ぎた、取れるものなら取れ、こういう態度であることはアメリカの新聞等にも出ております。どうかこの意味におきまして、私どもは根性を示してもらいたい。日本人のど根性を示さなければいかぬ。この機会に産業投資特別会計からの支払いを拒否して、そして新たな見地から再検討するだけの度量と勇気と余裕を持つてもらいたいといふ意味におきまして、私は、私の反対討論に対する皆さんの賛成を要求し、本法案に反対するものであります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 金子一平君、「金子一平君登壇」

○金子一平君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました産業投資特別会計法の一部を改

正する法律案に対し、賛成の意を表明するものであります。(拍手)

さきにいわゆるガリオア・エロアの戦後の対日経済援助の最終的処理に

関する日米間の協定が、本院によって承認されました。が、本法律案は、この

協定に基づく債務の支払いを、見返り

資金関係の資産を承継している産業投

資特別会計で行なうこととにいたします

とともに、別途、昭和三十七年度において産業投資特別会計の投資財源の一

部に充てるために、一般会計から二百三十億円をこの会計に繰り入れよう

とするものであります。

次に、本法律案に賛成する理由のうち、おもな点について申し述べます。

まず、今回協定による対米債務支

払い関係について申し述べます。

第一は、今回の対米債務支払いの意義についてであります。終戦直後、わが国の経済は崩壊に瀕し、国民は深刻な食糧難にあえいでいたことは、今なお記憶に新たなるところであります。こ

れにより幸いに国民が飢餓の寸前で救われ、戦後の虚脱感からあたかも不死鳥のごときたゞましさをもつて立ち上り、経済の復興と再建に取り組むことができました。今日のこのめざましい経済成長をもたらす基礎がここに確立したのであります。(拍手) この対米援助債務であるかどうかについては、すでにしばしば論議の対象となりましたが、さきに本院においてわが党の北澤議員の明確に指摘されたごとく、その債務性はきわめて明瞭でありますから、私はあえて繰り返してここに申し述べません。債務性が明らかである以上は、これに対して相当の支払をすることは、独立国としての誇りを持ち、国際信義を重んずる日本国民として当然のことであります。(拍手)

また、これによつてわが国の国際的信用は今後さらに一段と高まるものと確信する次第であります。

第二は、今回の協定による支払い

金の積立金のうちには、一部国民の税金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされてゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

これを要するに、ガリオア援助の処理については、見返り資金の運用収入

を財源にして、対米支払いを完了できることとしたのは、きわめて適切な措置

であると存ずるのであります。(拍手)

憲法ではその第九十八条规定によ

るよくな形でこれを解決したことは、池田外交の成功と言つてしかるべきであります。それにも納得のいく支払い方法をとることとしたのは、きわめて適切な措置

であると存ずるのであります。(拍手)

これを要するに、ガリオア援助の処

理については、見返り資金の運用収入

を財源にして、対米支払いを完了できることとしたのは、きわめて適切な措置

であると存ずるのであります。(拍手)

第三は、対米債務を産業投資特別会

計から支払うこととの妥当性であります。対米債務を産業投資特別会計から

支払うのもなく、今後十五年間の見返

り関係収入、すなわち開発銀行納付金一千七百五十七億円、開発銀行貸付金の回収金三百五十四億円、その利息九

十一億円、合計二千二百二億円をもつて

て対米支払額二千八十五億円を完済するものであります。支払い完了後、

はそのまま手つかずには残つて、将来に差引百十七億円の余剰を生ずるのであ

ります。のみならず、元本である出資金

はそのまま手つかずには残つて、将来に

わたり収益を生み続け、わが国経済の

発展に貢献するのであります。(拍手)

従つて、対米支払いのために新たに国に申し述べません。債務性が明らかでありますから、社会党の諸君は、見返り資

金の積立金のうちには、一部国民の税金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされてゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

さらには、社会党の諸君は、見返り資

金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされて

ゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

なく、いかなる意味においても国民は二重に支払うものでないことは断言してはばかりないところであります。

(拍手)

第三は、対米債務を産業投資特別会

計から支払うこととの妥当性であります。対米債務を産業投資特別会計から

支払うのもなく、今後十五年間の見返

り関係収入、すなわち開発銀行納付金一千七百五十七億円、開発銀行貸付金の回収金三百五十四億円、その利息九

十一億円、合計二千二百二億円をもつて

て対米支払額二千八十五億円を完済するものであります。支払い完了後、

はそのまま手つかずには残つて、将来に

わたり収益を生み続け、わが国経済の

発展に貢献するのであります。(拍手)

従つて、対米支払いのために新たに国に申し述べません。債務性が明らかでありますから、社会党の諸君は、見返り資

金の積立金のうちには、一部国民の税金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされてゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

さらには、社会党の諸君は、見返り資

金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされて

ゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

なく、いかなる意味においても国民は二重に支払うものでないことは断言してはばかりないところであります。

(拍手)

第三は、対米債務を産業投資特別会

計から支払うこととの妥当性であります。対米債務を産業投資特別会計から

支払うのもなく、今後十五年間の見返

り関係収入、すなわち開発銀行納付金一千七百五十七億円、開発銀行貸付金の回収金三百五十四億円、その利息九

十一億円、合計二千二百二億円をもつて

て対米支払額二千八十五億円を完済するものであります。支払い完了後、

はそのまま手つかずには残つて、将来に

わたり収益を生み続け、わが国経済の

発展に貢献するのであります。(拍手)

従つて、対米支払いのために新たに国に申し述べません。債務性が明らかでありますから、社会党の諸君は、見返り資

金の積立金のうちには、一部国民の税金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされてゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

さらには、社会党の諸君は、見返り資

金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされて

ゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

なく、いかなる意味においても国民は二重に支払うものでないことは断言してはばかりないところであります。

(拍手)

第三は、対米債務を産業投資特別会

計から支払うこととの妥当性であります。対米債務を産業投資特別会計から

支払うのもなく、今後十五年間の見返

り関係収入、すなわち開発銀行納付金一千七百五十七億円、開発銀行貸付金の回収金三百五十四億円、その利息九

十一億円、合計二千二百二億円をもつて

て対米支払額二千八十五億円を完済するものであります。支払い完了後、

はそのまま手つかずには残つて、将来に

わたり収益を生み続け、わが国経済の

発展に貢献するのであります。(拍手)

従つて、対米支払いのために新たに国に申し述べません。債務性が明らかでありますから、社会党の諸君は、見返り資

金の積立金のうちには、一部国民の税金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされてゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

さらには、社会党の諸君は、見返り資

金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされて

ゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

なく、いかなる意味においても国民は二重に支払うものでないことは断言してはばかりないところであります。

(拍手)

第三は、対米債務を産業投資特別会

計から支払うこととの妥当性であります。対米債務を産業投資特別会計から

支払うのもなく、今後十五年間の見返

り関係収入、すなわち開発銀行納付金一千七百五十七億円、開発銀行貸付金の回収金三百五十四億円、その利息九

十一億円、合計二千二百二億円をもつて

て対米支払額二千八十五億円を完済するものであります。支払い完了後、

はそのまま手つかずには残つて、将来に

わたり収益を生み続け、わが国経済の

発展に貢献するのであります。(拍手)

従つて、対米支払いのために新たに国に申し述べません。債務性が明らかでありますから、社会党の諸君は、見返り資

金の積立金のうちには、一部国民の税金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされてゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

さらには、社会党の諸君は、見返り資

金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされて

ゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

なく、いかなる意味においても国民は二重に支払うものでないことは断言してはばかりないところであります。

(拍手)

第三は、対米債務を産業投資特別会

計から支払うこととの妥当性であります。対米債務を産業投資特別会計から

支払うのもなく、今後十五年間の見返

り関係収入、すなわち開発銀行納付金一千七百五十七億円、開発銀行貸付金の回収金三百五十四億円、その利息九

十一億円、合計二千二百二億円をもつて

て対米支払額二千八十五億円を完済するものであります。支払い完了後、

はそのまま手つかずには残つて、将来に

わたり収益を生み続け、わが国経済の

発展に貢献するのであります。(拍手)

従つて、対米支払いのために新たに国に申し述べません。債務性が明らかでありますから、社会党の諸君は、見返り資

金の積立金のうちには、一部国民の税金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされてゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

さらには、社会党の諸君は、見返り資

金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされて

ゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

なく、いかなる意味においても国民は二重に支払うものでないことは断言してはばかりないところであります。

(拍手)

第三は、対米債務を産業投資特別会

計から支払うこととの妥当性であります。対米債務を産業投資特別会計から

支払うのもなく、今後十五年間の見返

り関係収入、すなわち開発銀行納付金一千七百五十七億円、開発銀行貸付金の回収金三百五十四億円、その利息九

十一億円、合計二千二百二億円をもつて

て対米支払額二千八十五億円を完済するものであります。支払い完了後、

はそのまま手つかずには残つて、将来に

わたり収益を生み続け、わが国経済の

発展に貢献するのであります。(拍手)

従つて、対米支払いのために新たに国に申し述べません。債務性が明らかでありますから、社会党の諸君は、見返り資

金の積立金のうちには、一部国民の税金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされてゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

さらには、社会党の諸君は、見返り資

金が含まれていることを理由に、二重

支払いになるというとき議論をされて

ゐるのではありませんが、これは事の真相

であると存ずるのであります。(拍手)

なく、いかなる意味においても国民は二重に支払うものでないことは断言してはばかりないところであります。

(拍手)

第三は、対米債務を産業投資特別会

計から支払うこととの妥当性であります。対米債務を産業投資特別会計から

支払うのもなく、今後十五年間の見返

り関係収入、すなわち開発銀行納付金一千七百五十七億円、開発銀行貸付金の回収金三百五十四億円、その利息九

十一億円、合計二千二百二億円をもつて

て対米支払額二千八十五億円を完済するものであります。支払い完了後、

はそのまま手つかずには残つて、将来に

わたり収益を生み続け、わが国経済の

発展に貢献するのであります。(拍手)

次に、一般会計よりの二百三十億円の繰り入れの点について申し述べます。昭和三十七年度の財政投融資計画におきましては、輸出の振興と中小企業金融の円滑化に重点を置くほか、住宅等の生活環境施設の整備、道路等の産業基盤の強化に特に配意してあります。また、産業投資特別会計はこの財政投融资計画の重要な柱として、輸出入銀行、住宅公団その他に対し総額五百三十二億円の投資を行なうことをとしております。この投資の確保をはかるため、その財源の一部を一般会計から補充しようとするものであります。対米支払いとは全く別個のものであります。これにより国際收支の均衡、社会公共資本の充実がはかられ、わが国経済に寄与するところをわめて大なるものがあると考へるのであります。これまで時宜に適する措置として、強く賛成するものであります。(拍手)

以上述べました理由によりまして、私は、本法律案に対し、全面的に賛意を表すものであります。以上をもつて私の賛成討論を終ります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

○副議長(原健三郎君) 起立多數。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

兩案の委員長の報告はいずれも可決であります。兩案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔異常気象等〕

○副議長(原健三郎君) 起立多數。

よつて、兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多數。

よつて、兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第六、船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 船員法の一部を改正する法律案

内閣總理大臣 池田 勇人

国会に提出する。

昭和三十七年一月二十七日

第十四条の三 命令の定める船舶の船長は、第十二条乃至第十四条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に関し、命令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かなければならぬ。

命令の定める船舶の船長は、命令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、端艇操練その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

本則中「國員」を「船員」に改める。

〔航海の安全の確保〕

第一項及び第二項中の「予備員」を「予備船員」に改める。

第一条第二項第三号中「漁船」の下に「(政令の定める総トン数二十トン定するものの外、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に關し船長の遵守すべき事項は、命令でこれを定める。」を加える。

第八条中「船長は」の下に「命令の定めるところにより」を加える。

第十四条の四 第八条乃至前条に規定するものの外、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に關し船長の遵守すべき事項は、命令でこれを定める。

〔賛成者起立〕

第十四条の三 前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

第三十九条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第一項の規定にかかるらず、その作業が終了するまでは、雇用契約は、なむ

第三十二条中「締結に際し」の下に「、命令の定めるところにより」を加える。

第三十三条前段中「雇用契約」の下に「(予備船員については、雇用契約)」に改め、同条本文中「船舶」の下に「(解雇の予告)」に改める。

第三十四条の三 船舶所有者は、予備船員を解雇しよとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。

第三十四条の三 船舶所有者は、予備船員を解雇しよとする場合においては、三十日前に予告をしない船舶所有者は、一箇月分の給料の額と同額存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の保全、船員の送還その他必要な義務の処理に從事する場合において、その処理が終了するまでの間についても、同様とする。

前項後段の規定により雇用契約が存続する間ににおいては、船舶所有者は、いつでも、当該管理等)に改め、同条第二項を次のように改める。

第三十四条の見出しを「(貯蓄金の管理等)」に改め、同条第二項を次のように改める。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとするとする場合においては、命令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるべきときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければならない。

第三十四条に次の二項を加える。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受け入れであるときは、利子をつけなければならぬ。この場合において、その利率が金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して命令の定める利率を下るときは、その命令の定める利率による利子をつけることとしたものとみなす。

船員は、船舶所有者に管理を委託した時蓄金については、いつでも、返還を請求することができます。

第三十九条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第一項の規定にかかるらず、その作業が終了するまでは、雇用契約は、なむ

の予告手当を支払わなければならぬ。但し、天災事変その他の理由を得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は予備船員の責に歸すべき事由に基づいて解雇する場合には、この限りでない。

前項の予告の日数は、一日について、命令の定めるところにより算定する給料の額と同額の予告手当を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

第一項但書の場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

第四十五条中「二箇月」を「その翌

日（行方不明となつた船員について

は、その生存が知れた日）から二箇

月（その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員について

は、二箇月から行方不明中の期間を

控除した期間）に改める。

第四十六条第五号中「第八十一条」

を「第八十三条」に改める。

第四十七条本文中「雇入港又は船

員の希望する地」を、船員の希望に

より、雇入港又は雇入港までの送還

に要する費用の範囲内で送還するこ

とのできるその他の地（雇入のため雇

入港に招致した船員及び未成年者又

は女子の船員にあつては、雇入港若

しくは雇入契約の成立の時における

船員の居住地又はこれらのいずれか

までの送還に要する費用の範囲内で

送還することのできるその他の地」

に改め、同条第八号中「第八十一条」

を「第八十三条」に改める。

第五十八条第一項中「船舶所有者

の定める一定額」を「雇入契約に定め

る。

第七十条第一項を次のように改め

る。

第六十八条中「前条の規定」の下に

「並びに第七十二条の二の規定によ

り発する命令の規定」を加える。

第六十九条第一項中「第六十六条

の規定」の下に「又は第七十二条の二

の規定により発する命令の規定」を

加える。

第七十条第一項を次のように改め

る。

第六十八条第一項に次のただし書

を加える。

但し、前条第一項但書の規定に

より有給休暇の付与を延期したと

きは、その延期した期間一箇月を

増すことに二日を加える。

第七十五条第二項中「二日」の下に

「（前項但書に規定する期間について

は、一箇月を増すことに一日）」を加

える。

第八章の章名中「食料」の下に「並

びに安全」を加える。

第八十二条及び第八十三条を削

る。

第七十五条第二項を次のように改め

る。

第八十二条第一項を次のように改め

る。

前各項に定めるもの以外、衛生管理者及び衛生管理責任者に就任証書に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八十五条の見出しを「(就業制限)」に改め、同条第二項を次のよう改める。

船舶所有者は、年齢十八年末満の船員及び女子の船員を第八十一

内作業又は命令の定めるこれらの船員の安全及び衛生上有害な作業

に従事させはならない。

第九十二条の次に次の二条を加える。

(行方不明手当)

第九十二条の二 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となつたときは、三箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月一回、命令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月に満たない場合は、この限りでない。

第九十六条第一項中「疾病」の下に「行方不明」を加える。

第九十七条第二項第一号中「食料」の下に「並びに安全」を加える。

第一百七条に次の二条を加える。

船員労務官の服制は、命令でこれを定める。

第一百十三条规定、「及び就業規則」を、「及びその他の事業場内」の下に規定する協定に改め、「船内」の下に就業規則及び船員の貯蓄金の管理に關する規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合において「又は傷病手当」を、「傷病手当又は行方不明手当」に改める。

第一百五十五条前段中「送還の費用」の中「及び傷病手当」を加え、同条後段定する手当に、「傷病手当の額」を「これらの手当の額に改める。

第一百六十六条第一項中「第四十五条」を「第四十四条の三」に改める。

第一百七十七条中「遭族手当」を「行方不明手当、遭族手当」に改める。

第一百八十八条を次のように改める。

(救命艇手)

第一百八十八条 船舶所有者は、命令で定める船舶については、乗組員の中から命令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならぬ。

行政官庁は、左に掲げる者に救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならぬ。

行政官庁の定めるところにより行方不明手当を支払う。

行政官庁が前号に掲げる者と同等の能力を有すると認定した者

二 命令の定めるところにより行方不明手当を支払う。

行政官庁が前号に掲げる者と同等の能力を有すると認定した者

国内外において、所要の経過措置(年金制度、健康保険制度、失業保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む)を定めることであります。

第一百三章中第一百二十二条の次に次

(手数料の納付)

第一百二十二条の二 雇入契約の公認、船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理責任者若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定を申請しようとする者は、五百円を定める額の手数料を納めなければならぬ。

第一百二十三条の二 第十一条の下に、第十四条の三第一項を加え、「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

第一百二十六条第一号中「船舶」の下に、「航空機」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第一百二十八条の二 船員が第八十一

条第四項の規定に違反したとき

は、三千円以下の罰金に処する。

第一百三十条中「第三十五条」の下に「第四十四条の二 第二項第二項、第四十四条の三第一項第三項」を加え、「第八十二条、第八十三条」を「第八十二条第一項乃至第三項、第八十二

条第一項第二項」を「第五十八条第一項第二項」に改め、同条後段

三條第一項第二項に、「又は第百十

三条」を、第一百十三条又は第一百十八

条第一項に改め、同条第二号を次の

ように改める。

二 第三十四条第四項の規定によ

る船員の請求にかかるわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。

附 則

第六条 昭和三十九年三月三十一日までは、第八十二条の二第二項の規定にかかるわらず、衛生管理責任者若しくは救命艇手適任証書を受有する者以外の者を衛生管理者に選任することができる。

(衛生管理者に関する経過規定)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(財蓄金の管理に関する経過規定)

第一条 この法律の施行に際して政令の第三十四条第二項の認可を受けて財蓄金の管理をしている船舶所有者について当該認可に係る事項は、改正後の同項の規定による届け出をした協定とみなす。

(雇入契約の終了に関する経過規定)

第一条 改正後の第三十九条第四項後段の規定は、この法律の施行後に同条第一項各号に掲げる事由が生じた船舶の船員について適用する。

(救命艇手に関する経過規定)

第七条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となる船員について適用する。

(行方不明手当に関する経過規定)

第七条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となる船員について適用する。

(救命艇手に関する経過規定)

第七条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となる船員について適用する。

(医師に関する経過規定)

第五条 第八十二条の規定の改正により新たに医師を乗組ますべきこととなつた船舶であつて、この法律の施行の際に航海中であるものについては、改正後の同条の規定にかかるわらず、当該航海が終了するまでは、医師を乗組ませることを要しない。

第六条 昭和三十九年三月三十一日までは、第八十二条の二第二項の規定にかかるわらず、衛生管理責任者若しくは救命艇手適任証書を受有する者以外の者を衛生管理者に選任することができる。

(衛生管理者に関する経過規定)

第六条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となる船員について適用する。

(救命艇手に関する経過規定)

第七条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となる船員について適用する。

(救命艇手に関する絏過規定)

第七条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となる船員について適用する。





(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

7 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生大臣の諸間に応じて」を「厚生大臣又は社会保険庁長官の諸間に応じて」に、「厚生大臣又は」を「厚生大臣、社会保険庁長官又は」に改める。

第七条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

第八条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正」を「厚生大臣、社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改める。」に改める。

第六条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改める。」に改める。

第九条中「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二条第二項中「日雇労働者健康保険の事務」を「前項の事務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 日雇労働者健康保険の保険者の事務は、社会保険庁長官が行なう。

第五条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

第七条及び第四十七条第一項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

第四十九条中「厚生大臣」の下に「又及び社会保険庁長官」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)  
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」に改める。

第五条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

十二条第一項から第三項まで、第十八条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項、第八十七条第一項、第九十五条から第九十七条まで並びに第一百四十二条第一項中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

(国民年金法の一部改正)  
国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「厚生大臣」の下に「又は社会保険庁長官」を加える。

第十四条、第十六条、第二十三条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十四条第一項から第三項まで、第九十六条第一項、第二項及び第四項、第九十七条第一項、第一百四条、第一百五十三条及び第四項、第一百六条第一項、第一百七条第一項及び第二項、第一百八条並びに附則第八条中「厚生大臣」を「社会保険庁長官」に改める。

(健康保険法等の一部改正に伴う経過規定)  
この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受けた権利の裁定その他の処分であつて、この法律の施行前に厚

生大臣が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみなす。

13 この法律の施行後は社会保険庁長官に対して行なうこととなる申請、届出その他の行為であつて、この法律の施行の際に厚生大臣に対し行なわれているものは、社会保険庁長官に対して行なわれている申請、届出その他の行為とみなす。

(国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)  
国家行政組織法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十一号)附則第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、四万九千六百五十人とすると、昭和三十七年五月十六日から厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二号)附則第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、四万九千六百五十人とする。」に改める。

14 (附則第十項中「昭和三十六年五月十五日」を「昭和三十七年五月十五日」に改める。)

（国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正）  
国家行政組織法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十一号)附則第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、四万九千六百五十人とする。」に改める。

十一号の一部を次のように改正する。  
附則第六項中「昭和三十七年五月十五日までの間は、四万八千九百八十七人とする。」を「昭和三十七年五月十五日までの間は、四万八千九百八十七人とする。」に改める。

月十五日までの間は、四万八千九百八十七人とする。」を「昭和三十七年五月十五日までの間は、四万八千九百八十七人とする。」に改める。

保険組合等に対する行政監督事務を所掌することとすることとします。第二は、厚生省の職員の定員を六百七十八人増員することと、第三は、未帰還調査部を廃止し、医療制度調査会の存続期限を一年延長すること等であります。

本案は、去る二月七日本委員会に付託、同八日提案理由の説明を聴取したところ、伊能委員外四名より、定員の改定規定は、四月一日適用とし、医療制度調査会は、この法律施行の日に新たに努力を生ずるものとする旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、多數をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本件は、去る二月七日本委員会に付託、同八日提案理由の説明を聴取したところ、伊能委員外四名より、定員の改定規定は、四月一日適用とし、医療制度調査会は、この法律施行の日に新たに努力を生ずるものとする旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討

論もなく、採決の結果、多數をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

（報告書は本号末尾に掲載）

昭和三十七年四月二十四日 衆議院会議録第四十号 厚生省設置法の一部を改正する法律案

に「附則第一項本文の規定による施行をいう。以下同じ。」を加え、同項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

(医療制度調査会に係る規定の効力)

厚生省設置法第二十九条第一項の規定中医療制度調査会に係る部分は、この法律の施行(前項ただし書の規定による施行をいう)の日にあらたにその効力を生ずるものとする。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

午後三時十一分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君  
厚生大臣 麻尾弘吉君  
建設大臣 中村梅吉君

出席政府委員

運輸政務次官 有馬英治君  
自治政務次官 大上司君

運輸委員

藤井勝志君  
伊藤卯四郎君  
玉置一徳君  
矢尾喜三郎君

(通知書受領)

木村三之丞君

(常任委員補欠選任)

森本靖君

(特別委員辞任)

久保田鶴松君

(議案提出)

君去る二十日委員辞任に

(議案付託)

君去る二十日委員辭任に

21

一〇〇号(參議院送付)  
外国人等の國際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に關する法律案(内閣提出第一二八号)(參議院送付)  
以上二件 大藏委員会 付託  
漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)(參議院送付)  
水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)(參議院送付)  
以上二件 農林水産委員会 付託  
(議案送付)  
一、去る二十日、第三十九回国会において本院で繼續審査をした次の内閣提出案を參議院に送付した。  
農地法の一部を改正する法律案  
農業協同組合法の一部を改正する法律案  
法律案  
一、去る二十日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
災害対策基本法等の一部を改正する法律案  
恩給法等の一部を改正する法律案  
不當景品類及び不当表示防止法案  
一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。  
都市の美觀風致を維持するための樹木の保存に關する法律案(建設委員長提出)

(議案通知書受領) 一、昨二十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
行政管理厅設置法等の一部を改正する法律案  
労働省設置法の一部を改正する法律案  
経済企画厅設置法の一部を改正する法律案  
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案  
農業機械化促進法の一部を改正する法律案  
国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件  
臨時司法制度調査会設置法案  
市の合併の特例に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、現に合併の機運を盛りあげている北九州五市の場合にみられるように、市の対等合併には多くの困難性があることにかんがみ、三以上の市、又は二以上の市と町村が区域の全部をもつて対等合併を行なう場合、その合併が円滑に実現されるよう関係法律の特例を定めようとするものである。本法で認めた特例は、さきの町村合併促進の際認められた特例とほぼ同様であつて、ただ二、三點、市の合併の特殊性からくる変更を加えたものである。その主な要旨は次の通りである。

1 合併市町村の議会の議員は、  
合併後二か年間(町村合併促進法では一年)を限度として、引

き統き新市の議員として在任するか、または新たに選挙を行なうこととして、この場合の議員定数を地方自治法に定められた定数の二倍をこえない範囲内で増加するか、いずれかの方途をえらぶことができるのこととする。

2 衆議院議員の二以上の選挙区にまたがる合併が行なわれたときは、当分の間は、なお従前の選挙区によるものとする。(町村合併の場合には認めなかつた)

3 郡境合併により郡の区域の変更が行なわれた場合、都道府県議会議員の選挙区に異動を生ずるので、この場合必要があれば合併の日から次の一般選挙で選出される都道府県議会議員の任期の終わるまでは、従来通りの選挙区によることとするが、又は合併町村が従来属していたそれぞれの郡の区域を合わせて一選挙区とするか、いずれかの措置がとれることとする。

4 合併後一定期間、災害等に対する国財政上の援助や地方交付税の額の算定が、合併したために不利にならないよう措置するほか、地方債の制限を緩和し、地方税の不均一課税を認めなどの特例を定める。

5 合併しようとする市町村は、それぞれの議会の議員、長等で構成される「合併促進協議会」を置くものとし、この協議会で新都市建設の基本となる「都市建設計画」を作成させることとす

六　国、都道府県及び青年団、婦人会等の公共的団体に新都市建設に協力すべき旨の規定をおいている。

なお、本法は十箇年の限時立法である。

## 二　議案の修正議決理由

市が都市の經營の合理化を図るために合併しようとする場合において、その合併を円滑ならしめるために必要な措置を講じようとする本案の趣旨は、一応妥当と認められるが、さらに市の合併の現実の動向等にてらし、なお若干合理化を図る必要を認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のごとき附帯決議を附すことに決意した。

右報告する。

昭和三十七年四月二十日

地方行政  
委員長　國田　直

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（定義）  
〔小字及び一は修正〕

(国、都道府県等の協力)

第六条 国、都道府県及び公共的団体は、新都市の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 新都市の人口が五十万以上となる市の合併内に行なわれるものについては、第三条第一項ただし書中「二箇年」とあるのは、「一年大崎月」と、同条同項第一号中「町村合併促進法第九条」とあるのは、「町村合併促進法第九条第一項、第二項及び第四項」と読み替えて同条同項の規定を適用することができる。この場合においては、町村合併促進法第九条第二項中「定数」の二倍に相当する数とあるのは、「定数に当該数の五分の一に相当する数を加えた数」とする。

3 地方自治法第一百五十四条の規定は、前項の人口について準用する。

4 この法律○は、この法律の施行を除く日の日から起算して十箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに行なわれた市の合併については、その後もなおその効力を有する。

5 第三条から第六条までの規定（第三条第一項ただし書中町村合併促進法第九条第一項第一号に関する部分の規定並びに第三条第二項及び第三項の規定を除く。）は、産成地域振興臨時措置法昭和三十六年法律第二百一十九号（第二条第一項に規定する産成地域の全部又は一部をその区域とする市町村の廳舎分合で市町村の数の減少を伴うもの（第二条第一項に規定する市の合併を除く。）について準用する。この場合はにおいて、第三条第一項ただし書中「二箇年」とあるのは、「十五年をこえない範囲」とあるのは「四十をこえない範囲」と、同法第二条第一項の五中」と読み替えるものとする。

6 前項の規定は、産業地域振興臨時措置法の失効の時にその效力を失う。ただし、同法又はこの法律の失効の時までに行なわれた同項に規定する市町村の施設分合については、その時以後もなおその効力を有する。

7 ③ 町村合併促進法の一部を次のよう改定する。

第二十条の二中「町村合併後十箇年」を「町村合併の行なわれた日の属する年及びこれに統く十箇年」に改める。

## 〔別紙〕

市の合併の特例に関する法律案に対する附帯決議

一、政府は、社会、経済の進展に伴う隣接都市群間ににおける行政区画の一体化ないし広域行政方式の推進等時代の要請に即応して、都市合併または都市連合等に関する基本的恒久的制度の確立を検討すべきである。

二、政府は、本法による新都市が、すみやかにその一体性を確保して住民の福祉を増進せしめるよう、強力な指導を行なうべきである。

右決議する。

## 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的  
1 別途今国会に提出された「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する法律案(内閣提出)」に基づいて合衆国政府に対して負う債務をこの会計の負担として経理し、また、この会計の投資の財源の一部に充てるため、昭和三十七年度において、一般会計からこの会計に繰入金をするため、所要の改正を行なうとするもので、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。二、議案の要旨及び目的  
1 別途今国会に提出された「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する法律案(内閣提出)」に基づいて合衆国政府に対して負う債務をこの会計の負担として経理し、また、この会計の投資の財源の一部に充てるため、昭和三十七年度において、一般会計からこの会計に繰入金をするため、所要の改正を行なうとするもので、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。三、経費  
1 米国対日援助債務の処理に必要な経費(昭和三十七年度分)として約七十九億円、一般会計より受け入れる金額として二百三十億円が

特別会計廃止の際、その資産を承継した産業投資特別会計の負担することとしている。

これに伴い、この債務の元金額千七百六十四億円をこの会計の資本から債務に振り替える

等所要の措置を講ずることともに、この債務の元利金の支払をこの会計の歳出とすることとしている。

2 この会計においては、昭和三十七年度において、日本輸出入銀行、農林漁業金融公庫等に対して、総額五百三十二億円の投資を行なうこととしているが、

その財源の一部に充てるため、一般会計から二百三十億円をこの会計に受け入れることができることとしている。

## 二 議案の可決理由

本案は、政府が「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する法律案(内閣提出)」によると、日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に対して負う債務をこの会計の負担として経理し、また、この会計の投資

の半額を、三十九年七月から引き上げることとしている。

上額の全額を増給することとし

てある。

2 障害年金、殉職年金および障害遺族年金の額を、現行の一万余円ベースから二万円ベースに引き上げる(一〇%前後の引上げ)こととして、本年十月から引上額の半額を、三十九年七月から引き上げる(一〇%前後の引上げ)こととしている。

3 経費

本改正に伴う増加所要額は、昭和三十七年度において、約五千万円(平年度約二億円)と見込まれている。

右報告する。

昭和三十七年四月二十日

大蔵委員長 小川 平二

〔別紙〕  
昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和三十七年度予算に計上されて右報告する。

昭和三十七年四月二十日

大蔵委員長 小川 平二

衆議院議長清瀬一郎殿

三十九年七月から引上額の全額を増給することとしている。

なお、右のほか、障害年金、殉職年金および障害遺族年金については、それぞれ最低保障額を引き上げることとしている。

3 以上のほか、若年者に対する増額分の支給停止、高齢者に対する線上支給その他についても、恩給法等の改正に準じて所要の措置を講ずることとしている。

4 本案は、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案」による恩給の額等の改正措置に準じて、共済組合の年金についても改定を行なおうとするものである。

## 二 議案の可決理由

本案は、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案」による恩給の額等の改定措置に準じて、共済組合の年金についても改定を行なおうとするものである。

## 三 外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本改正に伴う増加所要額は、昭和三十七年度において、約五千万円(平年度約二億円)と見込まれている。

## 二 議案の可決理由

本改正に伴う増加所要額は、昭和三十七年度において、約五千万円(平年度約二億円)と見込まれている。

## 三 経費

本改正に伴う増加所要額は、昭和三十七年度において、約五千万円(平年度約二億円)と見込まれている。

による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議

将来において、本法適用者と新法施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失われるおそれがあるので、今後検討の上是正の措置を講すべきである。

なお、今後恩給法の改正が行なわれる場合には、これと相まって同程度の是正の措置を講すべきである。

5 本改正に伴う増加所要額は、昭和三十七年度において、約五千万円(平年度約二億円)と見込まれている。

## 二 議案の可決理由

本改正に伴う増加所要額は、昭和三十七年度において、約五千万円(平年度約二億円)と見込まれている。

## 三 外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本改正に伴う増加所要額は、昭和三十七年度において、約五千万円(平年度約二億円)と見込まれている。

## 二 議案の可決理由

本改正に伴う増加所要額は、昭和三十七年度において、約五千万円(平年度約二億円)と見込まれている。

## 三 経費



